

令和 6 年（ワ）第 23 号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外 3 名

被告 宮部龍彦 外 1 名

第 3 回準備書面
(被告ら準備書面 1 に対する認否・反論)

2025 年 8 月 27 日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫



同 弁護士 近 藤 正 道



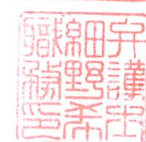
同 弁護士 和 田 光 弘



同 弁護士 上 野 祐



同 弁護士 細 野 希



本準備書面では、被告ら提出の準備書面 1（令和 7 年 5 月 9 日付）に対し、反論を主張する。

目 次

第 1	同「第 1 訴状に対する反論」に対する反論	4
1	p 1「1 本案前の主張」に対する認否	4
2	p 3「2 事案の概要（訴状第 1）」に対する認否	6
3	p 6「3 原告新潟県連は、政治的影響力の誇示や利得のために部落を利用していることについて」に対する認否	7
4	p 8「4 当事者（訴状第 2）」における主張に対する反論	9
5	p 9「5 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～（訴状第 3）」における主張に対する反論	11
6	p 10「6 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連がはたしてきた役割（訴状第 4）」における主張に対する反論	11
7	p 12「7 被告宮部による部落差別拡散行動の経緯（訴状第 5）」における主張に対する反論	12
8	p 14「8 本件ウェブページ等により原告らの法益が侵害されているとの主張について（訴状第 6）」における主張に対する反論	14
9	p 20「9 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されている（訴状第 7）」における主張に対する反論	18
10	p 25「10 被告らの損害賠償責任について（訴状第 8）」における主張に対する反論	19
11	p 26「11 結語（訴状第 9）」における主張に対する反論	20
第 2	同「第 2 第 1 回準備書面に対する反論」における主張に対する反論	20
1	p 26「1 「わずか 100 名強」の団体が県内ほぼ全市町村を動かしした異様さ」における主張に対する反論	20
2	p 27「2 各要請書の文面がテンプレート的で、被害立証は皆無」における主張に対する反論	21

3	p 27「3 「モニタリング」を盾にした常時監視」における主張に対する反論	21
4	p 28「4 原告新潟県連の政治力の源泉の正当性が疑わしい」における主張に対する反論	22
5	p 28「5 結論」における主張に対する反論	22
第3	同「第3 2025年2月25日付「訴えの変更申立書」に対する答弁」における主張に対する反論	22
1	p 28「1 変更後の請求に対する主張と答弁」の項目	22
2	p 29「2 変更の理由について」の項目	22
3	p 29「3 訴え変更の許可について」の項目	23
第4	同「第4 第2回準備書面に対する反論」における主張に対する反論	23
1	p 29「1 「部落探訪」について」における主張に対する反論	23
2	p 30「2 個人原告らの権利侵害につながる各記事の内容」における主張に対する反論	23
3	p 31「3 「部落探訪」による個人原告らの権利利益の侵害」における主張に対する反論	24

第1 同「第1 訴状に対する反論」に対する反論

1 p1「1 本案前の主張」に対する認否

(1) 「(1) 請求の特定欠缺」との主張について

全て争う。

被告らは原告らの請求について「給付・禁止の「特定」を欠き、不適法として却下されるべき」などと主張するが（被告ら準備書面1の2頁）、原告らは別紙記事目録という体裁で明確に対象を特定しているし、損害賠償の基礎となる事実も明確に主張している。被告らの主張は完全に失当である。

なお、本件訴訟と同様の請求（差止及び損害賠償）が行われた関連事件（「復刻版全国部落調査 出版差止訴訟」 訴状18頁以下参照）では、地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所を通じて一貫して、別紙目録の形式で特定した記事に関する差止めが認められているし、当該訴訟の原告らに対する損害賠償も認められた。「原告らによる請求は特定性がない」などという被告らの主張に全く根拠がないことは明らかである。

(2) 「(2) 先行的・包括的な表現禁止は憲法21条違反」との主張について

全て争う。

被告らは北方ジャーナル事件の判示を援用した上で、本件につき「具体的な損害内容が明らかでない状態で、取材・学術研究を一括して封じ込める網羅的差止めは必要最小限度を著しく逸脱する」などと主張するが、本件は北方ジャーナル事件の基準を当てはめても優に差止めが認められるケースである。

(3) 「(3) 権利保護の利益欠缺（抽象的危険のみ）」との主張について

全て争う。

被告らは「日時・主体・様態が特定された被害事実は示されていない」などと主張するが、全く事実に反する。原告らの請求は被告らのインターネットへの投稿記事等が不法行為に該当し差止めの要件を満たすとして請求の

趣旨記載の請求を行なっているところ、被告らが行なったインターネットへの投稿記事等においては投稿記事、記事の作成主体が明示されている（被害は被告らが当該記事を削除するまで継続して発生する）。被告ら掲載の記事等により原告らは部落差別の被害に晒されることとなったのであり、日々刻々と被害が累積している状況にある。

(4) 「(4) 原告らの当事者適格の欠如」との主張について

全て争う。

被告らは「原告新潟県連は任意団体にすぎず、県域のすべての住民・土地を代表しうる法定権限を有しない」などと主張するが、そもそも被告ら主張するところの「法定権限」とは何かは判然としないし、法律によって権限を授与されないと被害者が損害賠償及び差止めの訴えが許されないとする全く独自の考え方に説得力は皆無である。

被告らはまた、「わが国法令に」「被差別部落」の「定義・判定基準はなく、かえって司法が新たに地縁による身分を認定することになり、原告らの主張する差別撤廃政策と矛盾する」などと主張するが、被差別部落出身者等に対する差別を司法権が断罪して損害賠償や差止めを認めることは差別撤廃政策に大いに資することは明らかである。また、部落差別を原因として損害賠償・差止めを認めるにあたって「被差別部落」の定義や判断基準は必要ない。

「黒人差別」を認めるにあたり「黒人」の定義を行う必要がないことを考えれば容易に理解できよう。

被告らは加えて「日本国民には居住移転の自由が保障され…被告宮部は実際に現地を訪れて記事を書いているのであるから、地域との関連で言えば被告宮部も個人原告らも平等である。よって本件請求は実現不能であり、権利保護の利益を欠く」とも主張するが、率直に言って意味不明であり、主張自体失当である。

(5) 「(5) 訴訟目的は「曲輪クエスト」の全面停止にあり民事訴訟で達成不能で

ある」との主張について

全て争う。

被告らは差止めの前提となる「部落」の線引きが恣意的で流動的であり、抽象的・包括的請求であるから訴権の濫用にあたると主張する。しかしながら本件の請求の当否を検討するにあたっては、具体的に記載された本件記事（あるいは映像）の内容を個別具体的に審査し、不法行為・名誉毀損等に該当するか否か、差止めの要件を具備するか否かを判断すれば足りるのであって、原告らの請求は全く抽象的でもなければ包括的なものでもなく、被告らの主張は失当である。

2 p3「2 事案の概要（訴状第1）」に対する認否

被告らの主張は雑然かつ混乱しておりその内容は不分明というほかないが、文意を善解してその主張を整理すると、①原告らは公然と記者会見や糾弾活動を行うなど積極的な影響力を行使しており、社会的排除や差別被害を恐れているとする原告らの主張と整合しない、②原告らは被告宮部が「差別の拡大を意図」していると主張するが差別を助長する主観的要件は明確に否認する、③原告自らが個人識別情報を記載・配布し、新潟県連委員長の発言内容から見ても地域情報の暴露や差別を助長するという主張は自己矛盾をはらむ、④被告らの行為は商業登記簿等により公知になっている情報を明らかにしたに過ぎない、⑤別紙記事目録5の記事は憲法21条が保障する表現の自由等の範囲内の行為であり高い公益性を有する、などのようである。

しかしながら、①については部落差別の被害を受けた者がかかる事実を公表して部落差別解消を目指すことは当然に許されるし、その意味で差別被害と差別糾弾は両立することが明らかである。被告らの主張は「被害者は泣き寝入りせよ」と言うに等しい暴論である。

②については、被告らが被差別部落の識別が可能となる情報を垂れ流して

いることに對し法務局から度重なる説示を受けながらこれを無視し、新潟県内の数多くの自治体首長が被告らの行為につき当該情報の削除を求めて法務局に要請を行い、関連事件において被差別部落の地名情報を暴露することが「差別されない権利」の侵害であると認定されて最高裁もこれを是認したにも関わらず本件訴訟の対象記事等で繰り返し同種の行動に固執している点などを踏まえれば、被告らの行為が部落差別を助長するものであることは明らかである。

③については、そもそも被告らが引用する学習資料等における発言が個人識別情報の流布に該当することはないし、被差別部落出身者等が部落差別をなくそうと勇気を持って「カミングアウト」する行為と、被告らのように被差別部落を特異なものとして描き出す形で晒す「アウティング」とを故意に混同する主張である。

④については、商業登記簿などに記載された情報であってもその予定する以外の方法で情報を晒した場合には違法となることは裁判例で明らかにされており、⑤については憲法 21 条といえども無制限な自由を保障するものではなく、部落差別を助長する情報があれば公共の福祉による制限を受けることは明らかであって、被告らの同種行為が関連事件において「差別されない権利」を侵害する違法な行為であるとする司法判断が確定していることからすれば被告らの行為が憲法 21 条による保障の埒外にあることは明らかである。

以上のとおり、被告らの当該主張は失当であり、内容的にも誤っていることは明らかである。

3 p 6「3 原告新潟県連は、政治的影響力の誇示や利得のために部落を利用していることについて」に対する認否

被告らは、原告新潟県連は部落問題を利用して労組や過激派と共に政治力

を誇示するとともに利得が目的の団体であると主張する。かかる主張がなぜ原告の主張を否定する理由になるかは全く示されておらず、被告らの主張自体が法的に失当であることは明らかであるが、被告らによる主張内容もまた全く事実に反する。

(1) 同(1)について

自治労は労働組合であるところ、部落問題を中心としたあらゆる差別の撤廃を目指す組織である「部落解放中央共闘会議」の構成員でもあり、本件訴訟の支援をすることは自然な行動である。

(2) 同(2)について

被告らは「神林村差別行政糾弾裁判」の裁判報告の場に「臨調」「反戦」との文字が記載された垂れ幕があることをもって、その場に中核派関連団体がいたと主張する。しかしながら1988年当時に臨調＝臨時行政調査会の活動に対して広範な反対運動が展開され、反戦平和活動も活発に展開されていたことは周知の事実である。1988（昭和63）年当時、臨調の活動に反対し反戦平和活動を行なっているのが中核派関連団体のみであることを前提とする被告らの主張こそ絵空事であり、過激派キャンペーンにより原告らを貶めようとする主張でしかない。

(3) 同(3)について

被告らが言及する人物が被告ら主張の団体とどのような関係にあるかは原告に不明であるが、親族が加入している団体が原告本人の請求内容に影響を与えるとする理解が前提となる被告らの主張は笑止千万である。被告らの主張は、被告らによる行動が原告ら以外の者にとっても耐えがたい差別的言動であったことを自白しているに過ぎない。

(4) 同(4)について

被告らは神林村差別糾弾裁判の目的が政治的影響力の誇示あるいは利得であると主張するが言語道断である。1965（昭和40）年に発出された内閣同和

対策審議会答申では、部落差別は結婚差別や就職差別等の形で現れる「心理的差別」と、劣悪な生活環境・特殊で低位の職業構成・高率の生活保護率・きわだって低い教育文化水準などとして現れる「実態的差別」が存在すると記載されているところ、その後の特別立法等により実態的差別はある程度解消したものの、現在においてもなお心理的差別は色濃く残っている状態にある。

1988（昭和 63）年当時、「実態的差別」の解消を求め、生活環境の改善を求める部落差別撤廃の行動に対して「金銭目的」「利得（を求める）」などと罵る被告らの主張は部落差別を当然とする発想にほかならない。

被告らは神林村差別糾弾裁判に対し「民意に反した判決が半ば実行力を失った」などとして同事件判決を論難するが、「判決」は「民意」に従わなければならないとする論理を前提とする被告らの発想は人権擁護の考え方と全く相容れない。被差別部落出身者等は、社会構造の中において少数派である。仮に多数派の「民意」であろうが、差別構造が存在し人権が侵害されていればその救済を図るのが司法の役割であって、神林村差別糾弾裁判はかかる司法の役割を全うしたに過ぎない。

以上のとおり、被告らの主張にすべて理由がないことは明白と言うべきである。

4 p 8「4 当事者（訴状第 2）」における主張に対する反論

(1) 同「(1) 原告ら（訴状第 2-1）」

ア 同アにおける主張

被告らの主張は、否認ないし争う。

被告らは、訴状等をインターネット上で公開することは、裁判の公開原則（憲法 82 条）に基づくものであること、被告らが閲覧等制限決定に対して不服の利益を有しないことを理由に、問題のない行動であると主張す

る。しかし、被告らによる訴状等のインターネット上の公開は、御庁による閲覧等制限決定を潜脱するものであり、司法判断を全く意に介さない許されざる行為である。

また、被告らは、原告ら自身の広報・活動や神林村訴訟を理由に、被告らの行動（本件ウェブページの公開）によって差別が拡散されるおそれはないと主張する。しかし、原告ら自身の広報・活動や神林村訴訟と、本件ウェブページの公開は、その内容に照らし明らかに同視できないから、被告らの主張には理由がない。

イ 同イにおける主張

被告らの主張は、否認ないし争う。

被告らは、「原告新潟県連が掲げる「差別根絶」の名目とは裏腹に、実際には学校への糾弾や行政への過度な圧力等、違法性が疑われる行動を繰り返している」と主張する。しかし、原告新潟県連が、違法性が疑われるような行動を繰り返した事実はない。

また、被告らは、被告らが整理した時系列として乙 19 を提出するところ、その真偽・正確性・信ぴょう性には大いに疑問がある。そもそも、乙 19 の内容をみても、原告新潟県連が違法性の疑われる行動を行ったことを裏付けるものではない。

(2) 同「(2) 被告ら（訴状第 2・2）」

ア 同アにおける主張

被告らは、「鳥取ループ@示現舎」の X（旧ツイッター）アカウント凍結の理由を明らかにしない。同アカウントが部落差別に該当するものと判断されたことは明らかである。

イ 同イにおける主張

被告らは、被差別部落を特定・暴露する情報で収益化していることを否認する。しかし、「部落探訪」（曲輪クエスト）は有料配信しており、収益

化していることは明らかである。

5 p9「5 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～（訴状第3）」における主張に対する反論

被告らは、「知らないし認否不要」としたうえで、部落差別の歴史が本件訴訟とは無関係であると主張する。

しかし、「部落探訪」の違法性や、その悪質さを評価するにあたり、部落差別の歴史は重要な事情である。

【求釈明】

被告らは、訴状第3「部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～」の部分について、これ以上の認否反論を行わない趣旨でよいのか、反論を行わないのであれば当該部分を認める趣旨でよいのか、明らかにされたい。

6 p10「6 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連がはたしてきた役割（訴状第4）」における主張に対する反論

(1) 同「(1) 歴史的経過・行政方針・神林村訴訟等（訴状第4-1～第4-3）」

被告らは、神林村訴訟を「住民や自治体が望まないのに、司法を使って強引に地区指定をさせたのが原告らの行動である」と主張する。

神林村訴訟は、同和地区が現に存在し部落差別に苦しむ人々を法により救済すべきであるのに、不当な「部落隠し」が行われたので、その不当性を訴えるとともに、司法が行政の対応を糾弾した訴訟である。司法手続きによって行政の不当な判断が覆ったことについて、非難される言われはない。

また、被告らは、本訴訟を『寝た子を起こす』ことに反対して提訴している」と主張する。そもそも、「部落探訪」の発信は、「寝た子を起こす」ことではなく単なる部落差別の助長・拡散行為であり、そのような行為の禁止を求める本件訴訟は、「寝た子を起こす」ことに反対する趣旨ではなく、部

落差別との闘いである。

- (2) 同「(2) 被告宮部による差別拡散行為に対する行政の対応（訴状第 4-4）」

被告らは、「要望書や議会意見書は行政機関・議会の一方的見解であって法的拘束力を有しない」ことを強調する。しかし、要望書や議会意見書が発せられていることは、「部落探訪」（曲輪クエスト）がいかに社会的正義に反しているかを示す重要な事情である。

そして、このような各自治体による削除要請の成果と言えるが、東京法務局長は、2025（令和 7）年 7 月、被告らに対して、概要、曲輪クエストは人権擁護上許容し得ないものであること、曲輪クエストの不当性を認識して十分自戒するとともに曲輪クエストを削除した上で、今後、二度と同様の行為を行うことのないよう説示した。

以上のとおり、各自治体による削除要請や、東京法務局長による説示が存在することは、本訴訟において極めて重要な意味を有する。

7 p 12 「7 被告宮部による部落差別拡散行動の経緯（訴状第 5）」における主張に対する反論

- (1) 同「(1) 総論」

争う。

- (2) 同「(2) 「部落地名総監」の延長戦との評価（訴状第 5-1）」

被告らは、「部落探訪」（曲輪クエスト）と部落地名総監・全国部落調査裁判とは無関係であると主張する。しかし、「部落探訪」（曲輪クエスト）は全国の部落をリスト化しており、実質的な部落地名総監のインターネット上の公開、すなわち全国部落調査裁判と同様の事態であることは明らかである。

- (3) 同「(3) 「部落探訪」の開始と全国部落調査裁判との関係（訴状第 5-3、

第 5-4)」

被告らの主張は、争う。

被告らは、「部落探訪」の企画は全国部落調査裁判の前に始まったものであることを理由に、同企画は全国部落調査裁判の代替ではないと主張する。訴状において主張したとおり「部落探訪」（曲輪クエスト）が拡大した経緯に照らせば、全国部落調査裁判の仮処分決定や判決によって公開できなくなった部落地名総監の代わりに「部落探訪」を拡大したものであることは明らかであって、全国部落調査裁判の潜脱である。

また、被告らは、件数増加は「クエスト」の増加に伴う自然な蓄積であり「潜脱」意図はないと主張する。しかし、司法判断により公開が禁止された部落地名総監を、別の方法で（探訪あるいはクエストする方法で）公開するものと等しく、「潜脱」意図は明らかである。

(4) 同「(4) 依命通知の存在（訴状第 5-5)」

被告らの主張は、争う。

被告らは、依命通知は私人に対する法的拘束力を有しないと主張する。もっとも、依命通知の存在は、「部落探訪」が深刻な部落差別拡散行為であることを裏付ける重要な事情である。

(5) 同「(5) 「学術・研究」表示は皮肉との原告評価（訴状第 5-6)」

被告らの主張は、争う。

被告らは、被告らの活動が J・マーク・ラムザイヤー氏の意見書（乙 20）に引用されていると主張する。しかし、同氏の論文には差別に関して問題も指摘されており、被告らの主張を裏付けるものではない。

被告らは、新潟県が実施する事業資金貸付制度が適正に運用されているかを監視するために同和地区の調査は正当行為である旨を主張する。しかし、当該事業の適正な運用の問題と、インターネット上で被差別部落を特定して晒す行為（「部落探訪」の配信行為）は全くの別であり、関係しない

ことは明らかである。

- (6) 同「(6) 「司法判断を潜脱した拡散行動」との評価（訴状第 5・7）」

被告らの主張は、争う。

被告らは、全国部落調査裁判は一覧表形式の出版・公表のみを対象にしているとし、「部落探訪」は対象外であると主張する。しかし、「部落探訪」は、被差別部落ごとのウェブページを、まさに一覧する体裁を用いてインターネット上で公開しているのであるから、全国部落調査裁判で公開が禁止された「復刻版 部落地名総監」の2次利用である。

- (7) 同「(7) 被告宮部執拗かつ悪質との評価（訴状第 5・8）」

被告らの主張は、争う。

被告らは、「部落探訪動画は、むしろ部落の理解に役立っている」と主張するが、そのような事実は断じてない。

- 8 p 14 「8 本件ウェブページ等により原告らの法益が侵害されているとの主張について（訴状第 6）」における主張に対する反論

- (1) 同「(1) 被告宮部が本件ウェブページ等を掲載したこと（訴状第 6・1、第 6・2(1))」

被告らの主張は、争う。

被告らは、原告らが用いる「暴露」「被差別部落」などの評価は原告らの主観的な感想に過ぎないと主張する。しかし、「部落探訪」のインターネット上の公開は、現に被差別部落を暴露するものであって、被告らの行為に対する適切な法的評価である。

- (2) 同「(2) 本件ウェブページ等の内容（訴状第 6・2）」

ア 同アにおける主張

- a 同 a における主張

被告らは、被差別部落の用語を用いておらず、被差別部落を特定し

ていないと主張するが、「部落探訪」が被差別部落を特定していることは明らかである。

b 同 b における主張

被告らは、個人原告 1 の居住する地域が同和地区であることは、原告番号 1 が出演する映画で公表している事実であり、被告らが新たに特定し暴露した事実はないと主張する。しかし、映画の公表と、被告らの「部落探訪」がインターネット上で公開されていることは全く別の事柄である。被告らの指摘する映画は、部落差別を助長する内容ではないのに対し、「部落探訪」は部落差別を助長するものである。よって、被告らの主張には理由がない。

同様に、被告らは、新発田市が設置した教育集会所・隣保館が存在すること、ウェブで公開されている「村上市人権教育啓発推進計画」において個人原告 1 の個人名と肩書が掲載されていることを指摘するが、「部落探訪」とは実質的に異なるものであり、理由がない。

c 同 c における主張

被告らは、大阪市立大学が公開する資料の記述と荒川河口付近の地図を照合すれば容易に場所を特定可能であると主張する。仮にそうであったとしても、「部落探訪」による部落の特定とは大きく異なるのであって、被告らの主張は理由がない。

また、被告らは、現地に同和地区であることが分かるものが存在すると主張する。仮にそうであるとしても、「部落探訪」がインターネット上で部落を特定し差別を助長していることを正当化するものではないから、被告らの主張は理由がない。

d 同 d における主張

被告らは、①神林村訴訟を根拠に個人原告 3 の居住地域が部落であることは研究者の間で公知の事実である、②国立国会図書館デジタル

コレクションにおいて「部落」を含む資料に対して「神林村」で検索すると多数を文献がインターネット上で見つかる、③神林村訴訟により当該地域を同和地区と暴露したのは裁判所であると主張する。①・②については、「部落探訪」が部落差別を助長する形でインターネット上において同和地区を晒しているのであり、被告らの主張は理由がない。③については、神林村の判決内容をもって「部落探訪」を正当化する事情とはならないことは明らかであり、被告らの主張は理由がない。

e 同 e における主張

被告らは、原告新潟県連の構成員との関係を記事の内容から知ることとはできないと主張する。しかし、全国部落調査裁判においても、被告らが公表を企図した「復刻版 部落地名総監」に記載された地名から、当該裁判の原告となった者との関係を知ることができないとしても、「復刻版 部落地名総監」は差別されない権利を侵害するものと判断されている。よって、記事の内容から原告新潟県連の構成員の関係を知ることができないとしても、「部落探訪」が差別されない権利を侵害することに違いはない。

イ 同イにおける主張

被告らの主張は、争う。

被告らは、記事目録 1(3)・2(3)は、新潟県の同和事業に関する知識を得られる学術的価値があり公益性を有すると主張する。しかし、部落差別に関連させる方法で、個人原告 1 の会社名を具体的に暴露することに学術的意味は見出せない。

ウ 同ウにおける主張

被告らの主張は、争う。

本件ウェブページが原告らの法益を侵害することは、原告らの独自見解

ではないことは訴状において主張したとおりである。

- (3) 同「(3) 「差別されない権利」と個人原告の権利について（訴状第 6・3、第 6・4）」

ア 同アにおける主張

被告らの主張は、争う。

「部落探訪」は、全国部落調査裁判において問題となった「復刻版 全国部落調査」と実質的には変わらないことは訴状において指摘したとおりである。被告らの主張は理由がない。

イ 同イにおける主張

被告らの主張は、争う。

被告らは、全国部落調査裁判の判決は政治的な都合から緊急対応として出版禁止及び賠償を認めたものであると主張する。しかし、同判決は、全国部落調査が原告となった部落民の「差別されない権利」などの法益侵害をもたらすことから、その出版を禁止し、損害賠償を認めたものであって、政治的な判断ではないことは明らかである。

ウ 同ウにおける主張

被告らの主張は、争う。

被告らは、国立国会図書館デジタルコレクション等を利用することでインターネット上で書籍を閲覧することができ、部落や同和地区の所在地情報が多数含まれているから、部落や同和地区の場所を公言してはならないとの規範は失われていると主張する。しかし、「部落探訪」は、復刻版全国部落調査と同様、全国各地の部落をリスト化し、しかも具体的な地域や住居が特定できるような文章や写真、動画を用いたウェブページをインターネット上で公開しているのであり、国立国会図書館デジタルコレクション等で閲覧できる文献とは全く異なる。

- (4) 同「(4) 原告新潟県連の構成員のための権利および業務遂行権について

(訴状第 5、6)」

全国部落調査裁判について、法人の請求が棄却されたことは認め、その余の被告らの主張は、争う。

本訴訟では、原告新潟県連が個人原告のいない地域の「部落探訪」の削除を求めているのであり、全国部落調査裁判とは異なる。なお、この点については、別途準備書面において主張を整理する予定である。

- (5) 同「(5) 別紙記事目録第 1、同 2、同 3 及び同 4 について (訴状第 6-7)」

被告らの主張は、争う。

本件ウェブページが、原告及び原告の経営する会社が被差別部落に関係していることを読み取ることができるのであるから、被告らの主張には理由がない。

- (6) 同「(6) 記事の差し止めが必要であることについて (訴状第 6-8)」

被告らは、理由を付さず否認のみ主張するところ、訴状で述べたとおり差し止め請求の必要があることは明らかである。

- 9 p 20「9 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されている (訴状第 7)」における主張に対する反論

- (1) 同「(1) 原告新潟県連の業務遂行権・名誉毀損の成否について (訴状第 7-1)」

被告らの主張は、争う。

全国部落調査裁判とは異なり、本訴訟では、原告新潟県連の活動に関する具体的な事実関係が記載されたウェブページを問題にしているのであるから、原告新潟県連の法益侵害が観念できる。

- (2) 同「(2) 本件ウェブページ等について (訴状第 7-2)」

ア 同アにおける主張

被告らの主張は、争う。

記事目録 5(1)のウェブページが原告新潟県連の名誉毀損に該当することについては、別途準備書面により主張を整理する予定である。

なお、被告らは、関係者から確認会における事実関係を聞き取ったものとして、準備書面 p 21～23 にかけて整理するが、信ぴょう性は認められない。

イ 同イにおける主張

被告らの主張は、争う。

記事目録 5(2)のウェブページが原告新潟県連の名誉毀損に該当することについては、別途準備書面により主張を整理する予定である。

(3) 同「(3) 別紙記事目録 5 記載の各記事の差止請求（訴状第 7-3）」

被告らの主張は、争う。

被告らは、真実性・公益性を主張するが、いずれも認められない。

(4) 同「(4) 記事掲載の差止めが必要であること（訴状第 7-4）」

被告らの主張は、争う。

10 p 25 「10 被告らの損害賠償責任について（訴状第 8）」における主張に対する反論

(1) 同「(1) 被告宮部の損害賠償責任（訴状第 8-1）」

被告らの主張は、争う。

本件ウェブページは、原告らの「差別されない権利」やプライバシー権・名誉権などの法益を侵害するものであり、精神的苦痛を伴うものであることから、慰謝料の損害賠償責任が生じる。

(2) 同「(2) 被告示現舎の損害賠償責任（訴状第 8-2）」

被告らの主張は、争う。

被告らは、被告示現舎のホームページ運営は報道・出版活動であり憲法

により保障された言論活動であると主張するが、部落差別や名誉毀損の報道・出版が憲法により保障されるものではない。

(3) 同「(3) 損害額の主張について（訴状第 8・3）」

被告らの主張は、争う。

本件ウェブページの掲載は、全国部落調査裁判により禁止された復刻版全国部落調査の再掲と言えるものであり極めて悪質であること、全国部落調査裁判とは異なり原告の氏名や経営する会社名が実名で掲載されていること、「ヤクザ」等の表現を用いていること等に照らせば、相応の慰謝料が認められるべきである。

(4) 同「(4) 小括（訴状第 8・4）」

被告らの主張は、争う。

11 p 26「11 結語（訴状第 9）」における主張に対する反論

被告らの主張は、争う。

被告らの「部落探訪」をはじめとする本件ウェブページは、極めて悪質なものであり、その削除・差止め請求は認められるべきことは当然であり、原告らの被害救済のため相応の慰謝料が賠償されるべきことは当然である。

第 2 同「第 2 第 1 回準備書面に対する反論」における主張に対する反論

1 p 26「1 「わずか 100 名強」の団体が県内ほぼ全市町村を動かした異様さ」における主張に対する反論

被告らは、常識的な政治・行政感覚からみて、100 名程度の任意団体が首長・議会を横並びに動かすことは極めて異例であり、むしろ「行政に対する不透明かつ過度な働きかけ」に近い構図であり、「差別される弱者」像とかけ離れていると主張する。

各自治体の要請文書は、原告新潟県連の働きかけによるものであることは認

めるが、「行政に対する不透明かつ過度な働きかけ」は存在しない。各自治体は、独自の判断で「部落探訪」による部落差別の拡散を阻止すべく要請文書を発出したものである。

そして、前述のとおり、東京法務局長は、被告らに対して「部落探訪」（曲輪クエスト）の削除を求める説示を行っており、「部落探訪」（曲輪クエスト）が人権侵犯事案であることの証である。

以上のとり、各自治体の要請文書及び東京法務局長による説示は、「部落探訪」がいかに深刻な事態であるかを示すものである。

2 p 27「2 各要請書の文面がテンプレート的で、被害立証は皆無」における主張に対する反論

被告らは、各自治体の要請文書には具体的な事実が記載されていないと主張する。しかし、要請文書には、原告新潟県連が提供したモニタリングの資料を添付されており、具体的な要請内容となっている（本訴訟において証拠提出しているものは、モニタリングの資料は添付していない。）。

被告らは、要請文書の発出は各自治体の主体的な判断ではないと主張するが、そのような主張を裏付ける根拠は何も存在せず、被告らの主張は理由がない。

3 p 27「3 「モニタリング」を盾にした常時監視」における主張に対する反論

被告らは、（部落探訪に係る）モニタリングは、表現活動に対する重大な萎縮効果を招くと主張する。しかし、部落差別を拡散する「部落探訪」の発信状況を確認し、必要に応じて法務局に対して削除要請を求めることは正当な行為であり、被告らの主張は理由がない。

被告らは、「部落探訪」＝直ちに違法という恣意的な定義で監視がなされていると主張する。しかし、「部落探訪」が部落差別を拡散するおそれがあることは依命通知に基づくものであり、何ら恣意的ではない。

被告らは、各自治体による法務局に対する削除要請は、「部落住民から支持されているというわけでもない、ごく少数の政治的圧力団体（※原告新潟県連を指す趣旨と思われる）の要請を根拠に公権力が広範な言論を排除しているということであり、民主社会の手續として著しくバランスを欠く」と主張する。しかし、原告新潟県連は、部落民を部落差別から解放することを目的に結成された団体であり、これが部落民から支持されていないとする主張自体、大きな誤りであるし、各自治体は、部落民を部落差別から守ることを目的として要請文書を発出しているのであって、被告らの主張は理由がない。

4 p 28「4 原告新潟県連の政治力の源泉の正当性が疑わしい」における主張に対する反論

被告らは、「原告新潟県連は教職員に対し威圧的な糾弾を行い、同和地区出身生徒数の開示を迫るなどの明らかに過剰で不当とも言える要求をし、実際にそれを通してきた」と主張する。しかし、原告新潟県連が、同和行政・同和教育に関して教職員と話し合いを行い、必要に応じて意見や要望を伝えることは、部落差別からの解放という原告新潟県連の活動目的に照らして正当な行為であり、そこに「不当」と評価されるような言動はない。

被告らは、荒川高校の問題と各自治体が法務局に対して削除要請を行っていることを関連付けるような主張をするが、全く根拠のない主張である。

5 p 28「5 結論」における主張に対する反論

被告らの主張に対しては全面的に争う。

第3 同「第3 2025年2月25日付「訴えの変更申立書」に対する答弁」における主張に対する反論

1 p 28「1 変更後の請求に対する主張と答弁」の項目

被告らは、従前の主張・答弁を援用するものであり、反論の限りでない。

2 p 29「2 変更の理由について」の項目

被告らは、『被差別部落を晒す』等の悪意については否認する」と主張するが、原告らの主張は悪意ではない。

3 p 29「3 訴え変更の許可について」の項目

被告らは、今後も「部落探訪」ないし曲輪クエスト、あるいは実質的にはこれと同視できる内容のウェブページの公開を予定しているかのような主張をする。仮に、本訴訟の係属中に被告らが「部落探訪」あるいは実質的にこれと同視できるウェブページの公開を継続するのであれば、原告らは、その削除及び被告らに対する損害賠償請求の請求原因に追加するため、訴えの変更を行うものである。

第4 同「第4 第2回準備書面に対する反論」における主張に対する反論

1 p 29「1 「部落探訪」について」における主張に対する反論

(1) 同(1)に対する反論

被告らは、「曲輪クエストは本質的には地理・地誌についての現地研究」と主張する。

(2) 同(2)に対する反論

被告らは、「部落の場所を誤った等の重大な誤りが判明した場合には非公開にすることもある」と主張するように、「部落探訪」（曲輪クエスト）は部落の正確な特定を企図しており、部落差別の拡散につながるものであることが明らかである。

2 p 30「2 個人原告らの権利侵害につながる各記事の内容」における主張に対する反論

被告らは、原告らが提出書面において地域名を伏字にすること自体が差別であると主張する。しかし、被告らが提出書面等をインターネット上で公開することで部落差別が拡散し助長するおそれがあることから、伏字にせざるを得ないのである。

同(1)ないし(3)における被告らの主張に対しては、第2回準備書面において主張したとおりである。

3 p 31「3 「部落探訪」による個人原告らの権利利益の侵害」における主張に対する反論

被告らの主張に対しては、第2回準備書面において主張したとおりである。

以上